

石川県立中央病院厚生労働科学研究費補助金内部監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成26年3月31日付け科発0331第3号厚生科学課長決定）において要請されている事項を踏まえ、石川県立中央病院における科研費に係る業務に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、最高管理責任者の命により実施し、科研費の適正な執行を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、厚生労働科学研究費補助金（以下、「科研費」という）を対象とする。

2 監査の対象期間は、監査を実施する年度の前年度及び当年度とする。

(監査の実施)

第4条 監査は、書面監査により行う。ただし、監査の事項によって、ヒアリング及び実地監査によることができる。

(監査員)

第5条 監査は、総務課経理係に属する職員（以下「監査員」という。）が実施する。

(監査への協力)

第6条 監査員は、監査を実施するに当たり、監査の対象となった科研費に係る構成員に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

2 監査の対象となった科研費に係る構成員は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう協力しなければならない。

(監査計画)

第7条 内部監査部署は、年度当初に監査計画を作成しなければならない。

(監査の通知)

第8条 内部監査部署は、監査の実施に当たっては、あらかじめ監査の対象となった科研費に係る研究者（以下、「監査対象研究者」）に対し、監査の事項、実施方法、実施期日、監査員の職及び氏名その他必要な事項を文書により通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。

(監査の方法)

第9条 監査は、石川県立中央病院厚生労働科学研究費補助金内部監査マニュアルに従い、科研費の執行について確認を行う。

(監査の実施報告)

第10条 監査員は、監査を終了したときは、監査実施報告書（様式1）を作成し、監事に報告する。ただし、緊急を要すると認めた事項については、直ちに口頭をもって報告する。

(監査結果の通知及び是正の措置)

第11条 監事は、監査実施報告書の内容について、コンプライアンス推進責任者に通知し、コンプライアンス推進責任者は、監査対象研究者に通知する。

- 2 前項の場合において、是正の措置をとる必要があると認められるときは、当該措置を講ずるよう併せて通知する。
- 3 監査対象研究者は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置を講じ、その結果をコンプライアンス推進責任者に報告し、コンプライアンス推進責任者は、監事に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事が定める。

附 則

この規程は、令和4年3月9日から施行する